

バリデーション審査結果等の概要

平成 22 年 7 月 9 日
気候変動対策認証センター

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	鹿島社有林整備吸収源プロジェクトその 2 (福島)						
申請受理日	2010年3月24日						
プロジェクト代表事業者	鹿島建設(株)						
プロジェクト事業者	鹿島建設(株)						
プロジェクト参加者	かたばみ興業(株)						
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	鹿島建設(株)						
プロジェクト概要	<p>鹿島建設は、全国に約 1000ha の山林を所有しグループ会社のかたばみ興業 (1941 年(昭和 16 年)鹿島建設(当時鹿島組)の山林部から独立) に山林の管理・施業を委託している。材価が低迷し従来行ってきた森林施業の継続が難しくなっている中、CO₂ の吸収増大、生物多様性に適した環境の創造、森林体験や癒しなどの新しい森林の環境価値を創造・活用するために社有林の整備を実施している。</p> <p>本プロジェクトは、スギ林の間伐に加えて広葉樹林の間伐(抜き切り)、弦切り、下草刈りなどにより魅力ある広葉樹林整備を実施するサイトとして福島県耶麻郡天栄村の羽鳥山林及び福島県耶麻郡猪苗代の日影山山林をとりあげ、生物多様性にも優れた美しい森づくりを行い、同時に温室効果ガスの吸収力を高めるものである。</p>						
プロジェクト期間	2007年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日 (6年0ヶ月)						
クレジット期間	2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日						
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	87	110	130	143	164	634
ポジティブリスト	No. R 001 (Ver3.0)						
方法論	JRAM001 (Ver3.0) 森林活動によるCO ₂ 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論						

(2) 審査結果

審査内容	妥当性確認チームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	申請書、証拠書類等のデスクレビュー及び現地審査を行った結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報がオフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠していることを確認した。
適格性要件 (C)	<p>申請書、証拠書類等のデスクレビュー及び現地審査を行った結果、当プロジェクトの申請書における方法論の適用は実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。</p> <p>条件1：プロジェクト実施地が、森林法第5条又は第7条の2に定める森林であるかについては、森林法第5条に定める森林であることが申請者の説明及び提出書類（施業計画認定書）より明確であり、妥当と判断される。</p> <p>条件2：プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において、森林の転用、主伐は計画されていないことが明確に記述されている。 ・ 2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）されたものであることが明確に記述されている。 <p>条件3：プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <p>当該プロジェクトは、市町村等によって森林施業計画の認定を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されている。</p>
排出量・吸収量算定 (I・II)	モニタリングプラン、証拠書類等のデスクレビュー及び現地審査を行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおける排出量・吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。施業年と吸収算定年につき、J-VER 制度モニタリングガイドライン I-7 の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリングガイドライン準拠しており妥当と判断される。
モニタリング計画 (III～VI)	モニタリングプラン、証拠書類等のデスクレビュー及び現地審査を行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、 広葉樹林対象地における地位特定方法を除いて 、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠しており、純吸収量で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、モニタリング体制・フロー、QA/QC については妥当であると判断される。広葉

	樹林対象地における地位特定方法については、本プロジェクトにおける広葉樹モニタリングに対する環境省見解に基づいており妥当と判断される。
その他(D)	デスクレビュー及び現地審査により、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況、環境影響評価及び説明会の実施状況を確認した結果、当プロジェクトの申請書におけるその他事項の記載内容がオフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠していることを確認した。
認証運営委員会への推奨	オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則に基づいて妥当性確認を実施した結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、広葉樹林対象地における地位特定方法を除いて、ルールへの準拠性が確認された。広葉樹林対象地における地位特定方法については、本プロジェクトにおける広葉樹モニタリングに対する環境省見解に基づいており妥当と判断される。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることが確認されたため、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

平成 22 年 3 月 24 日から 4 月 7 日までの間パブリックコメントの募集を実施し、以下のコメント（1 件）を受けた。

コメント：

「添付資料 2 の吸収量の計算について」

添付資料 2 の吸収量算定に当たって、スギの $\Delta Trunk$ の数値が林齢ごとに異なりますが、モニタリングガイドラインに沿っていないと思われます。モニタリングガイドラインには以下のようにあります。

「なお、クレジット期間中に、期首に設定した 5 年間の成長量の区分をまたぐ場合には、それぞれの期間に対応した成長量を設定し、計算する必要がある。例えば、37 年生林分の成長量は、40 年までは上記のとおり林齢 35 年と 40 年の差を 5 年で除した値を用い、41 年からは、林齢 40 年と 45 年の差を 5 年で除した値を用いて計算する。」

添付資料のスギの $\Delta Trunk$ の値は、24 年生と 25 年生で異なり、また 28 年生でも異なる値になっています。ガイドラインに則れば、このような変則的な数値にならないはずですので、数値の修正をお願いします。

妥当性確認チームの見解：

当成長量はモニタリングガイドライン（Ⅱ-22、「収穫予想表にて毎年の幹材積が記載されている場合」）に基づき算出されており、特に修正の必要はないと判断した。

（4）認証運営委員会の結果

第16回オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（平成22年7月9日）においてプロジェクト登録が承認された。